**秘密保持契約書**

●●● を甲、●●● を乙として、本契約を締結する。

第1条　（目的）

本契約は、甲の乙に対する業務委託（以下、業務委託という）の過程で、甲又は乙が知り得る情報の秘密保持等を目的とする。

第2条　（秘密情報の定義）

　本契約において秘密情報とは、次の各号に掲げられるものをいう。

①　甲乙間の業務委託の過程で、甲又は乙が相手方に対して口頭ないし書面で、秘密である旨を表示して開示した全ての情報。

②　甲乙間で業務委託が行われている事実、及びその内容。

③　業務委託により甲乙間で業務委託に関する契約が締結された事実、及びその内容。

④　甲乙間で本秘密保持契約が締結された事実、及びその内容。

第3条　（秘密保持義務等）

　甲及び乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

①　秘密情報を第三者に漏洩すること。

②　秘密情報を知る必要のない、甲又は乙の役員、従業員等に秘密情報を知らせること。

③　業務委託以外の目的のために、秘密情報を利用すること。

第4条　（秘密情報の返却等）

１．次の各号に掲げる場合、甲又は乙は、相手方から開示を受けた秘密情報が含まれる全ての書類及び記録（媒体の種類を問わない）を速やかに、相手方に返却しなければならない。

①　業務委託に関する契約が終了した時。

②　相手方から請求された時。

２．返却することが困難な媒体に記録された秘密情報については、前項各号の場合、甲又は乙は、当該秘密情報を速やかに消去又は廃棄しなければならない。

第5条　（秘密情報からの除外）

　次の各号に掲げるものは、秘密情報から除外されるものとする。

①　開示時点において既に公知の情報。

②　開示後に開示を受けた者の責に帰すべからざる事由によって、公知となった情報。

③　開示前に既に保有していた情報。

④　第三者から適法に入手した情報。

第6条　（契約の存続）

　本秘密保持契約は、甲乙の業務委託契約が終了した後も存続するものとする。

第7条　（協議）

　本契約に定めた事項について、紛争あるいは疑義を生じた時は、甲乙協議の上に決定する。

第8条　（責任）

　乙の責に帰すべき事由により秘密保持が出来なかった結果、甲が損害を被った場合、甲と乙と協議の上、その損害を請求することが出来る。

第9条　（合意管轄）

　本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、●●●地方裁判所をもって、第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

年 　月　　日

甲：

乙：